

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策（国・県・町の支援策）

五ヶ瀬町

令和2年6月5日現在

【個人または世帯向け】

種類	国等	県	町	名称	内容	対象者	問い合わせ先
—			●	マスクの配布	感染防止対策として町内の全世帯にマスク1箱（50枚）を配布	町内全世帯	五ヶ瀬町総務課 0982-82-1700
商品券			●	商品券の配布	経済対策として町内で使用できる商品券5,000円分を全町民に配布	全町民	五ヶ瀬町総務課 0982-82-1700
プレミアム商品券			●	五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症対策 プレミアム商品券発行事業	町内の事業所を対象に利用できるプレミアム商品券を発行する。1セット13,000円分を10,000円で販売。	商工会	五ヶ瀬町企画課 0982-82-1717
給付	●			特別定額給付金	国民1人あたり10万円	基準日（令和2年4月27日）に五ヶ瀬町の住民基本台帳に記録されている方	五ヶ瀬町総務課 0982-82-1700
給付	●			子育て世帯への臨時特別給付金	対象児童1人あたり1万円	令和2年4月分（3月分含む）の児童手当受給者。ただし特例給付世帯を除く。 対象児童：平成16年4月2日生～令和2年3月31日生	五ヶ瀬町福祉課 0982-82-1702
給付	●			住居確保給付金	単身世帯：29,500円 2人世帯：35,000円 3～5人世帯：38,300円 の家賃相当額を大家に代理納付する。 ※6人以上の世帯はご相談ください。 ※原則3か月、延長の場合あり	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方 ※収入、資産等の要件あり	五ヶ瀬町福祉課 0982-82-1702
給付			●	五ヶ瀬の宝を支える特別給付金事業（休校に伴う昼食等経費支援）	町内の小・中学校の休校期間における昼食等の保護者の経済的負担に対する支援児童・生徒一人につき1万円を給付 1万円×227名分	町内の小・中学校の児童・生徒227名	五ヶ瀬町教育委員会 0982-82-1710
給付			●	未来を担う学生の特別給付金	アルバイト等の収入の減等の影響を受けている町内出身学生に対する支援 10万円×100人＝10,000千円	町内出身の短大・専修学校・大学等の学生	五ヶ瀬町教育委員会 0982-82-1710
貸付	●			緊急小口資金	貸付上限額：20万円 据置期間：1年以内 償還期間：2年以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	五ヶ瀬町社会福祉協議会 0982-82-1520
貸付	●			総合支援資金	貸付上限額 単身世帯：月15万円 2人世帯：月20万円 貸付期間：原則3か月以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	五ヶ瀬町社会福祉協議会 0982-82-1520
猶予			●	町税の徴収猶予の特例	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等の徴収を1年間猶予	次のいずれも満たす方 1 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 2 一時に納付し、または納付を行うことが困難であること。 ※特例以外の猶予制度もあります。	五ヶ瀬町町民課 税務グループ 0982-82-1704
猶予	●			国税の徴収猶予の特例	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等の徴収を1年間猶予	次のいずれも満たす方 1 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 2 一時に納付し、または納付を行うことが困難であること。 ※特例以外の猶予制度もあります。	延岡税務署 0982-32-3301

種類	国等	県	町	名称	内容	対象者	問い合わせ先
猶予		●		県税の徴収猶予の特例	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する法人県民税、事業税、自動車税種別割等の徴収を1年間猶予	次のいずれも満たす方 1 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 2 一時に納付し、または納付を行うことが困難であること。 ※特例以外の猶予制度もあります。	延岡県税・総務事務所 0982-35-1811
猶予	●			電気・ガス料金の支払延長	徴収を猶予	支払延長を希望される方	電気会社、ガス会社へ連絡
減免		●		後期高齢者医療保険料の減免の特例	令和2年2月1日以降納期限分の令和元年度及び令和2年度分の保険料の減免	次のいずれかに該当する方 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、その方の属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、その方の属する世帯の主たる生計維持者の事業等に係る収入が前年に比べ30%以上減少し、かつ前年の所得の合計額が基準額未満の方 ※特例以外の徴収猶予、減免制度もあります。	五ヶ瀬町町民課 住民グループ 0982-82-1704
減免		●		介護保険料の減免	令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの	1 感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 2 感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯	五ヶ瀬町福祉課 0982-82-1702
免除	●			国民年金保険料免除	保険料の免除（2月分～6月分）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで所得が相当程度まで下がった方	延岡年金事務所 0982-21-5424
-		●		早寝・早起き・朝大豆推進事業（高千穂牛販売促進事業）	在庫が増加している食肉の販売促進を目的として、「早寝・早起き・朝大豆推進事業」の地産地消メニューに高千穂牛を提供 1,000円/100g × 280食 × 3回分 = 84万円	町内の小・中学校の児童・生徒・教師分の給食	五ヶ瀬町教育委員会 0982-82-1710

【事業者向け】

種類	国等	県	町	名称	内容	対象者	問い合わせ先
給付		●		宮崎県休業要請協力金	1事業者あたり10万円	県からの休業要請に応じて休業した施設	宮崎県商工政策課 0985-44-2613
給付		●		小規模事業者事業継続給付金	1事業者あたり20万円	特に経営が厳しい小規模事業者	五ヶ瀬町商工会 0982-82-0072
給付	●			持続化給付金	上限額：中小企業200万円 個人100万円	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	経済産業省コールセンター 0120-115-570
給付	●			雇用調整助成金	助成率 中小企業4/5、大企業2/3 解雇等を行わない場合 中小企業9/10、大企業3/4	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	宮崎労働局助成金センター 0985-61-8288
給付	●			小学校休業等対応支援金	1日あたり4,100円（定額）	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等にその子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	学校等休業助成金・支援金受付センター 0120-60-3999
給付	●			小学校休業等対応助成金	1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等にその子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し有給休暇を取得させた事業主	学校等休業助成金・支援金受付センター 0120-60-3999
給付		●		五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金	中小企業者等に対し、影響を緩和するため事業継続のための支援を行う。 ①一律10万円 ②3月～5月までの売り上げ前年比20～50%未満減少事業者へ10万円	①町内の宿泊業・飲食サービス事業者 ②町内の卸売り小売業者	五ヶ瀬町企画課 0982-82-1717

種類	国等	県	町	名称	内容	対象者	問い合わせ先
給付			●	五ヶ瀬町農業応援給付金	売上が大きく減少した認定農業者、認定新規就農者へ給付金を支給する。10万円×20人＝2,000千円	認定農業者、認定新規就農者	五ヶ瀬町農林課 0982-82-1705
補助			●	五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症 雇用対策支援補助金	町外事業者からの失業者を雇用する事業所に対し支援を行う。1人あたり50万円、6か月以上雇用が条件	町外事業所の失業者を雇用する町内事業者	五ヶ瀬町企画課 0982-82-1717
補助			●	五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症対策 宿泊促進事業補助金	売上が減少した宿泊業者に対し、宿泊者の宿泊料の一部を補助する。一人あたり2,000円	町内の宿泊施設	五ヶ瀬町企画課 0982-82-1717
貸付	●			セーフティネット保証4号、5号 危機関連保証制度	融資限度額：5,000万円 融資期間：10年以内（据置24か月）	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者	五ヶ瀬町企画課 0982-82-1717
貸付	●			危機対応融資	融資限度額：3億円 融資期間：運転資金→15年以内（据置60か月） 設備資金→20年以内（据置60か月）	新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者	商工中金宮崎支店 0985-24-1711
貸付	●			新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額：中小企業3億円、国民事業6,000万円 融資期間：運転資金→15年以内（据置60か月） 設備資金→20年以内（据置60か月）	最近1か月の売上が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること。またはこれと同様の状況にあること。中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。	日本政策金融公庫宮崎支店 中小企業事業 0985-24-4214 フリーダイヤル 0120-154-505
貸付	●			①経済変動・伝染病等対策資金 ②農林漁業セーフティネット資金	①借入限度額：1,000万円以内 ②借入限度額：1,200万円以内	新型コロナウイルスの影響で農業経営の維持安定に支障を来しているまたは来たとす恐れのある農業者	①五ヶ瀬町農林課 0982-82-1705 ②日本政策金融公庫宮崎支店 農林水産事業 0985-29-6811
利子補給	●			農業融資制度資金利子補給金交付事業（経済変動・伝染病等対策資金）	利子補給期間：借入後当初5年間 補給対象上限：1,000万円	新型コロナウイルスの影響で農業経営の維持安定に支障を来しているまたは来たとす恐れのある農業者	五ヶ瀬町農林課 0982-82-1705
利子補給	●			特別利子補給制度	利子補給期間：借入後当初3年間 補給対象上限：1億円	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により、貸付を行った中小企業 売上が15%～20%減少していること。	日本政策金融公庫宮崎支店 中小企業事業 0985-24-4214 フリーダイヤル 0120-154-505
利子補給			●	五ヶ瀬町新型コロナウイルス感染症 緊急対策利子補給補助金	宮崎県中小企業融資制度（新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付）を利用した場合利子補給を行う。	・緊急対策貸付により事業資金の融資を受けた者 ・町内で事業を営む中小企業者及び個人事業者	五ヶ瀬町企画課 0982-82-1717